

2022年11月4日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号:8316 東証プライム)  
SMBC日興証券株式会社

金融庁による行政処分に基づく報告書提出について

本年3月4日及び同月24日、SMBC日興証券株式会社(代表取締役社長(CEO):近藤 雄一郎、以下「SMBC日興」)の元役員及び社員が、東京地方検察庁により、金融商品取引法第159条第3項(違法な安定操作取引)違反の疑いで複数名逮捕され、同年3月24日及び4月13日、起訴されるとともに両罰規定により法人としてのSMBC日興も起訴された事案につきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

同年10月7日、SMBC日興は、金融商品取引法第51条及び第52条第1項に基づき、金融庁より行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受けました。また、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(執行役社長グループ CEO:太田 純、以下「SMFG」)は、金融商品取引法第32条の2第2項に基づき、金融庁より行政処分(改善措置命令)を受けました。

本日、SMFGは改善措置命令に基づく報告書を、SMBC日興は業務改善命令に基づく報告書を金融庁に提出いたしました。

SMFG及びSMBC日興といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

三井住友フィナンシャルグループ 広報部

中芝: 03-4333-2192

SMBC日興証券 広報部

河原崎: 03-3283-9955

## 行政処分を踏まえた再発防止に向けた取組等について

### I .SMBC 日興に対する金融庁による行政処分を踏まえた再発防止に向けた取組

SMBC日興として、経営管理態勢及び内部管理態勢に問題があったことを重く受け止め反省し、同様の事態を二度と繰り返さないよう、原因分析に基づき実効性のある再発防止策及び改善計画を策定いたしました。改善計画の実施にあたっては、経営が率先してこれに取組むとともに、類似事案発生を未然防止する観点も含めて実施状況及びその実効性・十分性を継続的に検証し、必要なリソース(人員・システム投資)の確保や意思決定などを迅速に行い、抜本的な経営管理態勢及び内部管理態勢の強化、健全な組織文化の醸成に努めてまいります。

#### 1. 相場操縦事案について

相場操縦事案の直接的な原因としては、1線の自己勘定取引業務において市場のゲートキーパーとしての法令遵守意識が不足し自律的なブレーキが働かなかったこと、売買管理態勢のリソースが不足し牽制が十分に効かなかったこと、ブラックオファーの運営においてプロダクトに内在するリスクへの自律的な管理態勢が不足したことなどにあります。これらの状況を生み出した根本的な原因としては、コンプライアンス・リスク管理及び規範意識浸透における経営としての主導的役割の不足、3線管理態勢(3 Lines of Defense)の整備不足、過去の不祥事における改善活動の継続的な実効性検証不足、人事施策上のコンプライアンスの位置づけの弱さ、役員の任命・配置方針の配慮不足、社内のリスク情報を適切に引き出して分析・対処する機能の発揮不足があったと経営として認識し、以下の通り(1)経営管理態勢の強化、(2)内部管理態勢(不公正取引を防止する態勢を含む)の強化、(3)コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成について改善計画を策定いたしました。

#### (1) 経営管理態勢の強化

- ① 経営のリスク認識の向上、リスク把握強化
  - (ア) リスク認識向上のベースとなる経営陣の深度ある法令理解の徹底
    - ・ 外部弁護士等の専門家を講師とする経営陣向け研修カリキュラムの構築・実施
  - (イ) 経営が能動的にリスク把握を行う仕組みの構築
    - ・ 経営のリスク認識を踏まえて全社的なリスク洗い出しを行う社長直轄組織の設置
    - ・ 経営に対する異例事態の報告基準やルールの明確化
    - ・ 不正の芽を早期発見する仕組みの整備(社員が声を上げやすい職場作りを企図した心理的安全性に係る研修の実施、部室店長アンケートの継続実施、内部通報制度の機能性・信頼性向上)
- ② 経営としてのコンプライアンス・リスク管理に資する適正なリソース(人員・システム投資)配分
  - (ア) 資源配分の在り方の見直し
    - ・ フロント・ミドル・バックのバランスを意識した資源配分を実施する枠組みの構築
    - ・ リソースアセスメントに基づく適正なリソース(人員・システム投資)配分を実施する枠組みの構築
  - (イ) 不祥事を繰り返さないための取組み強化
    - ・ 特に重要な内部管理上の問題について経営が管理し、リソースの確保や迅速な意思決定を行うための枠組みの構築(重要課題管理表)

③ プロダクト・ガバナンス強化

(ア) 新商品・新規業務、既存商品の検証プロセス高度化、継続的な検証サイクルの定着

- ・ 新商品・新規業務開始時の審査プロセスの精緻化、取扱い開始後の継続検証プロセスの明確化

(イ) 商品・サービス協議会の新設

- ・ リスク管理統括を議長とし、商品・サービスのリスク・課題・対応について1線・2線が参加し協議する会議体の新設

(ウ) コンプライアンス部門による既存商品・サービスに対する牽制業務の明確化、及び個人のお客さまへ提供される商品・サービスの品質についての責任の所在の明確化

- ・ コンプライアンス部門による問題提起(商品性の再検討など)や審査機能などの牽制業務の明確化
- ・ ホールセールビジネス由来の商品・サービスを個人のお客さまに提供する際の品質(追加的なリスクや情報提供の十分性の検証を含む)についての責任所在の明確化

④ 内部統制の実効性を考慮した役員配置の実施

- ・ 役員の経験・知見の濃淡を補い合い、業務推進上のリスクを抑える役員配置の実施

⑤ 取締役会及び監査等委員会の活性化

(ア) アジェンダセッティングと議論の充実、及びフォローアップ

- ・ 各取締役の専門性に基づくリスク認識の取締役会のアジェンダセッティングへの反映
- ・ 重要課題管理表の取締役会への定期報告化
- ・ 監査等委員会による業務執行状況のヒアリング拡充を含む情報収集強化
- ・ 取締役会及び監査等委員会における指摘事項のフォローアップ強化

(イ) 取締役会構成

- ・ 証券業務に精通する証券会社のマネジメント経験者の取締役への招聘

(ウ) 取締役会としての執行役員の監督

- ・ 執行役員の採用・選任・配置に関する取締役会としての監督強化

(エ) 経営執行側が行う真因分析・再発防止策の検証・監督

(2) 内部管理態勢(不公正取引を防止する態勢を含む)の強化

① 3線管理態勢の実効性向上によるコンプライアンス態勢強化

- ・ 本事案の再発防止に向けた対応に留まらず不祥事の発生を未然に防止する観点から、外部のコンサルティングファームを活用して3線管理態勢のあるべき姿(Target Operating Model)を策定し、内部管理態勢の抜本的見直しを実施
- ・ 1線の内部管理責任者の役割明確化・牽制機能強化、コンプライアンス部門の組織・運営見直し、コンプライアンス部門の人材力強化とステータスアップ、コンプライアンス部門の機能強化、監査における人材マネジメント・監査手法の高度化

② 自己勘定取引業務の運営態勢の見直し

(ア) 自己勘定取引の在り方を含む業務運営の見直し

- ・ 自己勘定取引の目的、趣旨、内容等の明確化と認識の共通化
- ・ ファシリテーション取引の定義を含む専門用語の解釈の共通化
- ・ 自己勘定取引における禁止対象取引の明確化
- ・ 「早耳情報」となりうる情報の洗い出しを含む情報管理態勢の検証・見直し

- ・ エクイティ部による不公正取引のリスクの高い取引の洗い出し、管理状況の点検
- (イ) エクイティの自己勘定取引業務に対する牽制強化
  - ・ エクイティ部に売買管理部所属の担当者を配置、現場でのモニタリングを実施
  - ・ 法令・コンダクトの専門人材(弁護士等)による牽制・アドバイス体制の構築

### ③ 売買管理態勢の強化

- (ア) 売買審査業務に係る人的・物的な資源配置の強化
  - ・ 売買審査課の人員強化(自己勘定取引担当課設置、外部採用含む人員増強)、人員リソースの十分性を検証する枠組みの導入
  - ・ 審査担当スタッフの育成(求められる知識・経験の明確化、研修カリキュラム見直し)
  - ・ 相場操縦事案を考慮したコンプライアンスシステムの整備
- (イ) 自己勘定取引を含む売買審査の基準見直し・態勢強化
  - ・ 自己勘定取引を含む売買審査基準の精緻化(イベント審査対象や審査の観点、抽出・措置基準の見直し等)
  - ・ 審査目線の統一化、記録化及びダブルチェックの徹底
  - ・ 内部環境変化を踏まえた抽出基準等の定期的な検証態勢の整備
- (ウ) 売買審査態勢をモニタリングする枠組みの構築
  - ・ 売買審査態勢に係る改善計画の進捗管理・実効性検証や売買審査上の不芳事態・ヒヤリハット事案等をフロント部署含む1・2線間で共有・協議する「不公正取引防止部会」の設置
- (エ) コンプライアンス違反が発生するおそれを認識した後の対応力強化
  - ・ 内部管理責任者による異例事項や懸念事項の報告システムへの登録基準明確化
  - ・ 外部機関からの調査・実態説明の状況に係るエスカレーション基準の明確化

### (3) コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成

- ① 経営としてのコンプライアンス・リスク管理における明確なコミットメント  
経営陣による現場との双方向のコミュニケーション強化
  - ・ 経営者トップメッセージの発出
  - ・ 社長を含めた経営会議メンバーによる全部店でのタウンホールミーティングの開催
  - ・ 全役員・理事が参加する形での行動規範の見直しの実施
  - ・ 深掘りが必要な論点に係る少人数ディスカッションの開催
- ② 3線管理態勢の実効性向上によるコンプライアンス意識醸成
  - ・ 経営主導で当社としてのリスクカルチャーを定義し、求められる行動を明確化、リスクカルチャー浸透のための行動変容プログラムの策定・実行
  - ・ 研修を通じた1線における「コンプライアンス・リスク管理の第一義的な責任を有する」という主体的・自律的な意識の浸透、コンプライアンス部門全体の意識変革・行動変容、監査を受け入れる風土の醸成
- ③ 不公正取引防止に係る規範意識・リスク認識の向上
  - (ア) グローバル・マーケット部門行動指針制定
    - ・ 多様なバックグラウンドを持つ役社員に対し、市場のゲートキーパーとして共通の規範となる行動指針の制定
  - (イ) グローバル・マーケット部門コンダクトリスクブック作成

- ・ 各部署におけるコンダクトリスクとコントロール策を一覧化したコンダクトリスクブックの作成
- (ウ) グローバル・マーケット部門コンダクトリスク会議設置
- ・ コンダクトリスクの予兆、コンプライアンスに関連する課題、各種取組みについて共有・議論するコンダクトリスク会議の設置
- ④ 人事評価制度の見直し
- (ア) 役員の人事評価制度の見直し
- ・ 「役員目標・成果報告シート」の改訂、360度評価制度の導入、役員人事報酬委員会の開催頻度の変更(年1回から年複数回(3回以上)に)、役員委任契約の再整理
- (イ) 社員の人事評価制度の見直し
- ・ 人事政策におけるコンプライアンスの位置づけの変更

## 2. 銀証ファイアーウォール規制違反事案について

銀証ファイアーウォール規制違反事案の原因として、銀証連携ビジネスに関する不十分なリスク認識や、顧客情報管理ルール等の態勢整備不足、牽制・モニタリング機能の発揮不足、及び法令遵守意識・規範意識の徹底に課題があったことを真摯に受け止め、以下の通り(1)経営管理態勢の強化、(2)顧客情報管理態勢の強化、(3)顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成について改善計画を策定いたしました。

### (1) 経営管理態勢の強化

- ① 役社員の法令認識、規範意識及び法令遵守意識の醸成
- ・ グローバル・インベストメント・バンкиング(GIB)部門等役員・管理職に対する勉強会・研修の実施
  - ・ 経営者トップメッセージの発出
  - ・ 経営主導で当社としてのリスクカルチャーを定義し、求められる行動を明確化、リスクカルチャー浸透のための行動変容プログラムの策定・実行
- ② グループベースでのコンダクトリスク管理の強化
- ・ SMBC グループベースでのコンダクトリスク管理のフレームワークの構築や違反事例の未然防止体制の構築

### (2) 顧客情報管理態勢の強化

- ① オプトアウト情報(三井住友銀行とSMBC 日興との間で共有の停止を求められた情報)の管理体制の整備
- ・ オプトアウト管理フローの策定、1線への周知徹底
  - ・ オプトアウト管理に関する1線及び2線によるチェックフローの確立
- ② 銀証連携ビジネスに係るリスクベースでの管理・モニタリングの強化
- ・ 2線によるGIB部門等の会議体への積極的な参加、アドバイスの実施
  - ・ モニタリング体制の強化(AI システムによる社内メールモニタリング開始、通話録音モニタリング開始、モニタリング人員増強)
- ③ リスクベースで監査を実施する体制の整備
- ・ 監査計画策定における予備調査段階の情報収集範囲の拡大及び収集したリスク認識について個別監査の着眼点へ適切に反映する運用の強化

- ④ 銀証連携ビジネスに係るルールの再徹底
- ・ 本事案等を事例とした研修の実施や銀証連携ビジネスに係る各種ルールの再徹底

(3) 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成

- ① 不良事案の風化防止 - 不祥事を繰り返さないための取組み
  - ・ 本事案を題材とした経営理念ミーティングの実施
  - ・ 非違行為への厳罰化についての再周知
- ② 不祥事の未然防止 - 不祥事を早期発見し未然防止を図る
  - ・ 内部通報制度の機能性・信頼性向上

## II. SMFGに対する改善措置命令を受けての改善策等について

SMFGは、これまでグループ経営の高度化に向けた取組みを継続してまいりましたが、今般、SMFGのSMBC日興に対する経営管理に問題があったことから、改善措置命令を受ける事態となったことを真摯に受け止め、同様の事態を二度と繰り返さないよう、原因分析に基づき実効性のある改善策を策定いたしました。SMFGとして、SMBC日興に対して適切な経営管理を行うための態勢構築に努めるとともに、SMBC日興が策定する、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化、コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成等の計画について、その着実な履行を監督し、指導してまいります。

(1) SMBC日興に対して適切な経営管理を行うための態勢の構築について

- ① 商品・サービスの管理態勢の見直し
  - ・ SMBC日興における自己勘定取引に係る運営見直し状況のフォローアップ
  - ・ SMBC日興の商品・サービスの管理態勢の見直し状況の検証
- ② 人事に係るSMFGの関与強化
  - ・ SMBC日興にて実施する役員間の知見の補完状況確認の検証
  - ・ マーケットコースの役社員の報酬体系等をSMFG宛協議・報告対象に追加
  - ・ SMBC日興における360°評価の拡大支援
- ③ 3線管理態勢(3 Lines of Defense)の再整備
  - ・ 人的リソースの充分性の確認
  - ・ システム資源投入状況の充分性の確認
  - ・ SMBC日興における組織再編・機能強化のレビュー
- ④ 有事即応体制の整備、有事におけるSMFGの関与強化
  - ・ SMFG宛に協議・報告を要する異例事態の明確化
  - ・ SMFGの内部通報制度の高度化及びSMBC日興内部通報制度の高度化支援
  - ・ SMBC日興における危機管理機能の向上支援、有事におけるSMFGからの指導強化
  - ・ SMFG内での有事即応体制のレベルアップ
- ⑤ SMBCグループとしてのカルチャー浸透の取組み
  - ・ SMBCグループとして重視すべき価値観(カルチャー・強み・理念体系)の再周知・徹底
  - ・ SMFGトップによるトップメッセージの発信
  - ・ 研修機会の拡充・SMFG合同研修等の実施

(2) SMBC日興が策定する、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化、コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成等のための計画及びその実施状況の検証について

- SMBC日興の業務改善計画について、「SMBC日興における真因分析に対応する改善計画となっているか」「SMFGが策定する改善策とリンクした改善計画となっているか」 「2022年6月24日公表『調査報告書』に記載されている『再発防止策に係る提言』を踏まえた改善計画となっているか」といった観点で検証を実施。これらの観点を踏まえた内容であることを確認している。

### III. 役員に対する処分について

#### (1) SMFG

SMBC日興証券で発生した相場操縦事案、並びに、SMBC日興及び株式会社三井住友銀行で発生した銀証ファイアーウォール規制違反事案の責任を重く受け止め、以下の役員に対し、役員報酬の減額を実施します。

取締役会長	國部 育	月額報酬の 20% × 3ヶ月
取締役 執行役社長	太田 純	月額報酬の 30% × 6ヶ月
執行役副社長	夜久 敏和	月額報酬の 20% × 3ヶ月
取締役 執行役専務	中島 達	月額報酬の 20% × 3ヶ月
執行役専務	今枝 哲郎	月額報酬の 20% × 3ヶ月
執行役専務	小池 正道	月額報酬の 20% × 3ヶ月

#### (2) SMBC日興

このたびの相場操縦事案及び銀証ファイアーウォール規制違反事案の責任を重く受け止め、以下の役員に対し、役員報酬の減額を実施します。

代表取締役会長	川㟢 靖之	月額報酬の 50% × 6ヶ月
代表取締役社長	近藤 雄一郎	月額報酬の 100% × 6ヶ月
副社長執行役員	坂本 英樹	月額報酬の 20% × 3ヶ月
代表取締役専務執行役員	野津 和博	月額報酬の 30% × 3ヶ月
常務執行役員	猪瀬 真哉	月額報酬の 30% × 3ヶ月
常務執行役員	堂本 玲二	月額報酬の 20% × 3ヶ月
常務執行役員	稻葉 清一	月額報酬の 10% × 3ヶ月
常務執行役員	西岡 誠	月額報酬の 10% × 3ヶ月

上記のほか、本事案の関係者については、社内規則に従い、厳正な処分を実施いたします。また、当社の元会長・社長をはじめとする次の退任役員につきましては、以下の相当額の返上を要請し、了解を得ております。

元代表取締役会長・社長	久保 哲也	月額報酬の 50% × 6ヶ月
元代表取締役会長・社長	清水 喜彦	月額報酬の 50% × 6ヶ月
元副社長執行役員	三島 裕史	月額報酬の 50% × 6ヶ月
元取締役兼専務執行役員	井上 明	月額報酬の 30% × 3ヶ月

なお、坂本副社長および堂本常務については銀証ファイアーウォール規制違反事案のみを

理由とする役員報酬の減額、稻葉常務・西岡常務および上記退任役員 4 名については相場操縦事案のみを理由とする役員報酬の減額ないし返上要請であります。

また、相場操縦事案に関連して起訴された元執行役員 4 名については、本年 3 月末をもって役員としての委任契約の更新を留保してまいりましたが、10 月 26 日付の取締役会にて契約を更新しないことを決議しております。

以 上